

# 決算前に確認！ 少額減価償却資産の特例

令和5年度は約66万の法人が適用した「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」（以下、少額減価償却資産の特例）。法人の決算前に改めて適用のポイントを確認します。

## 少額減価償却資産の特例とは

少額減価償却資産の特例とは、中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を、令和8年3月31日までの間に取得などをして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、合計300万円を限度に即時償却（全額損金算入）することができる制度のことをいいます。

この場合における「中小企業者等」とは、大規模法人の支配を受けていない資本金1億円以下の青色申告法人で、常時使用する従業員数が500人以下の法人であるなど、一定の法人等を指します。非常に細かな要件がありますが、ここでは説明を割愛いたします。

また「合計300万円」とは、一事業年度あたりの合計をいい、事業年度が1年に満たない場合には、月数按分した金額となります。

## 判定ポイント

### (1) 消費税の経理方式

「取得価額が30万円未満」とは、消費税の経理方式が税込であれば税込で、税抜であれば税抜で判断します。

### (2) 他の特例制度との併用

少額減価償却資産の特例は、租税特別措置法上の特別償却、税額控除、圧縮記帳との重複適用はできませんが、IT導入補助金など法人

税法上の圧縮記帳との併用は可能です。そのため、このような圧縮記帳を適用した場合には、圧縮記帳適用後で「30万円未満」の判定を行いますので、ご注意ください。

### (3) 貸付用

主要な事業として行われている場合を除き、貸付用は対象外となります。

## 他制度との選択

取得価額が20万円未満であれば、3年間の均等償却（一括償却資産の損金算入）を選択することができる他、10万円未満であれば少額の減価償却資産として損金とすることができます。

これらのいずれかを選択した場合は、償却資産として固定資産税の対象とはなりません（圧縮記帳を適用した場合は、適用前の取得価額で判断します）が、少額減価償却資産の特例を適用した場合には、対象となります。

## 適用時の手続き

少額減価償却資産の特例を適用するには、法人側で損金経理（費用処理）をするとともに、申告時には一定の明細書を添付する必要があります。

なお、個人（所得税）においても、同様の制度が存在します。

参考：国税庁タックスアンサー「No.5408 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」など

# 変わるキャッシュレス納付

国税や地方税の納付において、金融機関や税務署等の窓口で納付しない、いわゆる「キャッシュレス納付」の普及が進められています。利用者が増える一方、今年に入ってから手続き方法などが変わっているものもあります。ここ最近の主な変更点を確認します。

## キャッシュレス納付とは

現金を使用しない非対面の納付方法を「キャッシュレス納付」といいます。その特徴として、金融機関や税務署の窓口等へ行く必要がないこと、自宅や事務所等で納付手続きを行うことができることが挙げられます。

「キャッシュレス納付」とされている納付方法は、次のとおりです。

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付	e-Tax や eLTAX による簡単な操作で事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネットバンキング等	インターネットバンキング口座などから納付する方法
クレジットカード納付	インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」や「地方税お支払サイト」等から納付する方法
スマホアプリ納付	【国税】専用サイトから、利用するスマホ決済アプリを選択し、納付する方法 【地方税】スマホ決済アプリから、納付書のQRコード（eL-QR）等を読み取って納付する方法

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。  
出典：国税庁「国税・地方税のキャッシュレス納付共同レポート」

国税庁の公表によれば、令和5年度における国税の納付件数のうち、キャッシュレス納付件数の割合は39%でした。

ここからは、キャッシュレス納付の手続きに

ついて、今年に入ってからの変更点をいくつかご紹介します。

## 国税のクレジットカード納付の変更

国税におけるクレジットカード納付について、1月4日から納付受託者が変更され、手続きを行うサイトが変更されています。同時に、納付税額1万円ごとにかかる決済手数料が、税抜76円から90円に上がっています。

## 国税のスマホアプリ納付の変更

国税におけるスマホアプリ納付については、2月1日から、決済専用サイトへのアクセス方法が集約されています。

また、スマホアプリ納付は納付税額が30万円以下の方が利用する方法ですが、30万円を超える方が複数回に分けて納付することで実質30万円を超える納付税額でも納付が可能であったところ、これを控えるよう促す文が国税庁サイトで示されています。

## 地方税のダイレクト納付の変更

地方税におけるダイレクト納付について、PCdesk (DL版・WEB版) をご利用の場合、3月24日以降、納付手続き等の際は、ワンタイムパスワードによる二段階認証になります。

参考：国税庁「国税・地方税のキャッシュレス納付共同レポート」「スマホアプリ納付の手続」、eLTAX「PCdeskのバージョンアップに伴うダイレクト納付等の操作方法の変更について（事前案内）」など

# 独身用借上げ社宅の賃料と 従業員負担額

4月は移動が増える時期です。従業員用の社宅を準備する企業もあることでしょう。ここでは、2022年（令和4年）に人事院が行った調査結果\*から、独身用借上げ社宅を保有する企業における、借上げ社宅の賃料と従業員の負担額などをみていきます。

## 全体の状況

上記調査結果から、独身用借上げ社宅がある企業における、2022年時点の独身用借上げ社宅の賃料と従業員負担額の推計平均額、従業員の負担割合を従業員規模別にまとめると、下表のとおりです。

調査結果全体の結果（規模計）では、独身用借上げ社宅の賃料（以下、賃料）は64,309円でした。従業員の負担額（以下、負担額）は18,184円で、従業員負担割合（以下、負担割合）は28.3%となります。

従業員規模別（以下、規模別）では、賃料と負担額、負担割合のいずれも50人～99人が最も高く、賃料は7万円を、負担額は2万円を超えました。負担割合は50人～99人と100人～499人の差は0.3ポイントと小さくなりました。

## 東京都特別区内の状況

東京都特別区内の全体の結果（規模計）では、賃料が84,394円、負担額は20,346円で、負担割合は24.1%でした。規模別では50人～99人の賃料と負担額が最も高くなりました。ただし負担割合は、100人～499人が24.5%と最も高くなっています。

独身者用借上げ社宅の場合、いわゆる1ルームや1K程度の広さが想定されますが、規模計で比べると、東京都特別区内は全体に比べて賃料で20,000円程度、負担額で2,000円程度高い状況です。負担割合では4ポイント程度、全体の方が高くなっています。

5月号では、世帯用借上げ社宅の状況をご紹介します。

独身用借上げ社宅がある企業の独身用借上げ社宅の賃料と従業員負担額（円、%）

	借上げ社宅の賃料 （企業の契約額）		従業員の負担額 （社宅の使用料）		従業員負担割合	
	全体	東京都 特別区内	全体	東京都 特別区内	全体	東京都 特別区内
規模計（50人以上）	64,309	84,394	18,184	20,346	28.3	24.1
500人以上	64,758	84,580	17,486	19,824	27.0	23.4
100人～499人	62,022	83,391	17,729	20,453	28.6	24.5
50人～99人	70,391	88,238	20,373	21,163	28.9	24.0

人事院「令和4年民間企業の勤務条件制度等調査」より作成

\*人事院「令和4年民間企業の勤務条件制度等調査」

常勤従業員数50人以上の全国の企業45,951社のうち、産業別・規模別に層化無作為抽出した7,556社を対象としています。実施期間は2022年10月～11月で、2022年10月1日現在における制度を調査したものです（回答率56%）。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001209500&cycle=7&year=20220>

# 特別休暇制度の導入状況

企業の中には労働条件の見直しとして、休暇を増やすところがあります。ここでは厚生労働省の調査\*から、企業の特別休暇の有無などに関するデータをみていきます。

## 特別休暇制度の有無

上記調査結果から、特別休暇制度がある企業割合をまとめると、下表のとおりです。全体（調査産業計）では59.9%でした。前回調査の55.0%から4.9ポイントの増加です。産業別では、金融業、保険業が最も高い状況です。

特別休暇の種類別では、夏季休暇がある企業が最も多くなりました。

## 特別休暇の利用状況

次に特別休暇の利用状況をみると、調査

産業計では夏季休暇が97.6%、病気休暇は80.9%、リフレッシュ休暇は84.1%、1週間以上の長期の休暇は82.5%となりました。

なお、特別休暇の賃金支給状況で全額有給の割合は、夏季休暇が81.4%、病気休暇は44.2%、リフレッシュ休暇は89.3%、1週間以上の長期の休暇は69.5%でした。

従業員の採用・定着には休暇も重要な要素です。特別休暇はなくとも、普段から有給休暇などが取得しやすい環境を整えるなどの対策も大切でしょう。

特別休暇制度がある企業割合と特別休暇の種類別割合（種類別は複数回答、%）

	特別休暇制度がある企業	特別休暇の種類					
		夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ休暇	ボランティア休暇	教育訓練休暇	1週間以上の長期の休暇
調査産業計	59.9	40.0	27.9	14.7	6.5	5.0	13.8
建設業	69.7	53.3	24.8	20.3	9.2	8.9	19.6
製造業	60.6	42.8	24.3	14.0	6.0	4.1	17.1
電気・ガス・熱供給・水道業	83.1	45.0	44.7	41.8	30.7	6.8	28.8
情報通信業	79.8	58.8	35.9	24.9	9.0	4.7	16.9
運輸業、郵便業	46.8	35.6	26.2	10.0	5.1	2.7	9.7
卸売業、小売業	53.6	35.2	26.1	11.6	3.5	2.0	11.0
金融業、保険業	90.4	40.4	41.9	32.6	26.4	5.6	29.1
不動産業、物品賃貸業	68.1	44.3	37.3	23.2	12.3	8.4	14.8
学術研究、専門・技術サービス業	73.4	53.3	24.7	22.5	13.7	4.3	23.2
宿泊業、飲食サービス業	36.1	17.2	21.5	7.3	1.8	0.9	4.6
生活関連サービス業、娯楽業	50.8	26.5	19.9	16.4	4.7	4.4	9.9
教育、学習支援業	75.4	51.5	48.5	15.9	10.8	5.4	18.7
サービス業	52.3	38.5	26.4	13.8	7.5	6.1	10.0

厚生労働省「令和6年就労条件総合調査」より作成

\*厚生労働省「令和6年就労条件総合調査」

2024年12月に発表された、全国の常用労働者30人以上を雇用する民間企業から抽出した企業を対象にした、2024年1月1日現在の状況や2023年1年間の状況についての調査です。特別休暇とは、週休日や法定休暇（年次有給休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇等）以外に付与される休暇で、就業規則等で制度として認めている休暇をいいます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001224702&cycle=0>

# ★4月のお知らせ★

事業主の  
みなさまへ

## 令和7年4月1日～「出生後休業支援給付金」が創設されます！

子の出生直後の一定期間に、両親ともに(配偶者が就労していない場合などは本人が)、14日以上の子の出生直後の休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金に併せて「出生後休業支援給付金」が最大28日間支給されます。

### 1. 支給要件 (①および②の要件を満たした場合)

#### ①被保険者

対象期間に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育休を通算して14日以上取得したこと

#### ②被保険者の配偶者

「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間に通算して14日以上取得したこと、または、子の誕生日の翌日において「配偶者の育休を要件としない場合」に該当していること

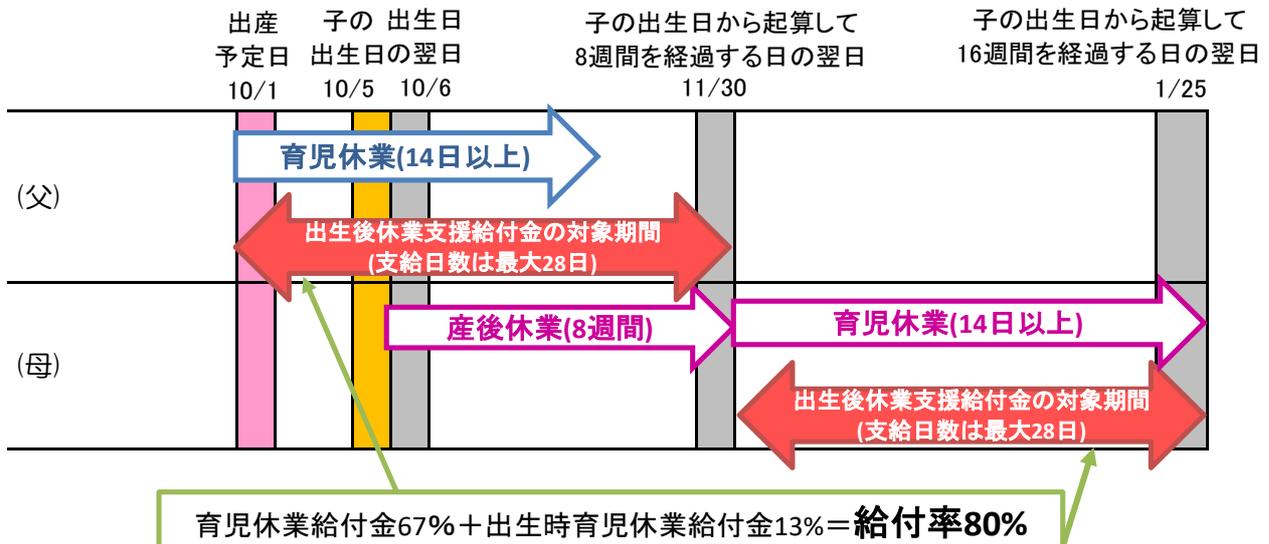
### 2. 支給額

ポイント

育児休業中は申出により、健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{休業期間の日数(28日が上限)} \times 13\%$$

#### 例：出産予定日より後に子が生まれた場合(母が産後休業を取得している場合)



詳細等は、当事務所へお問い合わせください。

★令和7年4月の営業土曜日は  
以下のとおりです。



5日(土) 休  
12日(土) 営業(労務)  
19日(土) 営業(税務・労務)  
26日(土) 休

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

